

針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化推進会議設置要綱

制 定 令和5.7.1

改 正 令和5.10.1

(設置)

第1条 針中野駅・駒川中野駅周辺エリアの活性化を推進するため、針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化推進会議（以下、「推進会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進会議は、東住吉区まちづくりビジョンにおいて示しためざす暮らしのあり方「都心にほど近い、便利な暮らし」「穏やかで地に足ついた、ゆとりある暮らし」「農とスポーツのある、健康的な暮らし」「長居公園のある暮らし」の実現のため、針中野駅・駒川中野駅周辺エリアにおいて、公民連携により、駅周辺・商店街への機能誘導による生活利便性の向上、交通利便性の促進、長居公園・長居植物園のにぎわいの周辺地域への波及、エリアの回遊性の向上等に取り組むことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 針中野駅・駒川中野駅周辺エリアの活性化に関すること
- (2) その他推進会議の目的達成に関すること

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

2 東住吉区役所事業企画担当課長は、推進会議を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第5条 推進会議は、東住吉区役所事業企画担当課長が必要と認めるときに、前条第1項に定める団体の構成員を招集して行う。

2 東住吉区役所事業企画担当課長が必要と認めるときは、前項に定める者以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、東住吉区役所総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、事務局が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

この改正要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表

推進会議構成団体

東住吉区役所

近畿日本鉄道株式会社

大阪市高速電気軌道株式会社

駒川商店街振興組合

わくわくパーククリエイト株式会社

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

株式会社ジェイコムウエスト

株式会社NTTドコモ（レッドハリケーンズ大阪）

株式会社セレッソ大阪（セレッソ大阪・セレッソ大阪ヤンマーレディース）

東田辺連合振興町会

鷹合連合振興町会